

第一号介護予防支援・介護予防支援重要事項説明書

1. 事業所

事業の目的 及び運営方針	地域の利用者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指します。
事業所の名称	橿原市地域包括支援センター 南エリア
事業所の所在地	奈良県橿原市畝傍町9番地の1
事業所の連絡先	電話番号： 0744-24-4301 F A X： 0744-24-4308

2. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	橿原市の南圏域 (八木中学校区(南)、畝傍中学校区、白橿中学校区及び光陽中学校区)
営業日	月曜日から金曜日まで(祝日と12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

3. 職員の体制

職種	人数	職務内容
管理者	1人	介護予防支援等に関する業務 及びその管理に関する業務
保健師又は看護師	1人以上	介護予防支援等に関する業務
社会福祉士	1人以上	介護予防支援等に関する業務
主任介護支援専門員	1人以上	介護予防支援等に関する業務
介護支援専門員	1人以上	介護予防支援等に関する業務

4. 利用料

○介護予防支援(予防給付)

介護予防サービス計画作成にかかわる費用(定められた介護報酬単位に基づく金額)は、介護保険から全額支払われますので、自己負担はありません。

但し、介護予防サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合は、利用料として介護報酬単位に基づく金額の全額が自己負担となる場合があります。

○介護予防ケアマネジメント(総合事業)

【原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)】

【簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)】

※いずれの場合においても

①介護予防ケアマネジメント作成にかかわる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。

②上記の介護予防ケアマネジメントを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料が自己負担となる場合があります。

5. サービス計画の作成等

- サービス計画の作成については、利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族との面接により、自立支援に向けた解決を要する課題及び利用者等の希望の把握を行い、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービス及び社会資源の内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供します。

なお、利用者は複数の介護予防サービス事業者等の紹介や当該事業者を介護予防サービス計画の原案に位置付けた理由を求めることができます。

- ・実際に提供されるサービス等の目標達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防サービス計画の原案を作成し、実施状況や目標の達成度の確認のため、定期的に見直しを行います。
- ・医療サービスの利用希望の場合や、利用者の支援に関わる中で主治医等の意見の求めや必要に応じて主治医等に介護予防サービス計画の写しの交付を行います。
- ・利用者が医療機関に入院する必要がある場合には、介護予防サービス計画書を作成する担当職員の情報を当該医療機関に伝え、また、円滑な医療と介護の連携のために、個人情報の使用の同意に基づき、支援に必要な情報を提供することがあります。

6. 緊急時の対応

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際し、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先①	氏名 連絡先
緊急連絡先②	氏名 連絡先

7. 虐待防止に関する事項

- ・事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 業務の委託

契約書第8条に基づき、指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合があります。委託された指定居宅介護支援事業者は委託業務の実施にあたり、当事業所と同様に、契約書第7条に定める個人情報の保護を守ります。

9. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、橿原市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 相談・苦情の受付

契約書第11条に基づき、当事業所に対するご相談や苦情を受付します。

- ・当事業所の窓口

橿原市地域包括支援センター 南エリア 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで （祝日と12月29日から1月3日までを除く） 所在地 橿原市畝傍町9番地の1 電話番号 0744-24-4301
--

- ・行政機関その他苦情受付機関

橿原市役所 介護保険担当課（予防給付に関すること） （総合事業に関すること） 所在地 橿原市内膳町1丁目1番60号 電話番号 介護保険担当課 0744-22-8118
奈良県国民健康保険団体連合会 所在地 橿原市大久保町302-1 電話番号 0120-21-6899（フリーダイヤル）

11. 要介護認定等の前に介護予防支援（予防給付のサービス）の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項の説明：付属別紙のとおり（通常サービス利用の場合は、必要ありません）

第一号介護予防支援・介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(檀原市地域包括支援センター 南エリア)
社会福祉法人檀原市社会福祉協議会
会長 亀田 忠彦

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、第一号介護予防支援・介護予防支援の提供開始に同意しました。

利用者氏名 _____ 印

代筆者氏名 _____ (続柄 _____)